

(別紙)

措置の通知書

青市監報告第199号関係分

浪岡事務所

指摘事項	措置状況
<p>【都市整備課】</p> <p>□ 都市公園の使用料の減免について、根拠基準等を十分に確認せず不適切な事務処理が行われていた。</p> <p>(青森市都市公園条例第21条)</p>	<p>□ 書類監査後、都市整備部公園河川課から「都市公園等の使用料に係る減免基準」及び「都市公園（有料施設を除く）及び青い森セントラルパークの利用に関する手順書」を入手し、「公園使用に関する事務処理マニュアル」を作成し運用することによって再発防止に努めている。さらに、課内で扱うその他の事務事業に関しても、法令、規則で定める様式を再確認し、同様の不適切な事務処理が行われていないことを確認した。</p> <p>今後は、「公園使用に関する事務処理マニュアル」の習熟を図るため、課内での研修を定期的実施するとともに、法令、規則等の改正についてはこれまで以上に都市整備部との連携を密にして情報収集に努め、適切な事務処理に取り組んでまいります。</p>